附　則

（施行期日）

1　この省は、公布の日から施行する。

（様式に係る経過措置）

2　この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の予防接種法施行規則様式第三により使用されている書類は、同条の規定による改正後の同令様式第三によるものとみなす。

○国土交通省令第四十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十五条第三項及び第五項、第八十条第一項第一号、第九十一条の三、第九十四条の四第一項並びに第百四条の規定に基づき、並びに総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）を実施するため、自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年五月二十五日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令

（自動車整備士技能検定規則の一部改正）

第一条　自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（技能検定の試験及び試験の一部免除） **第六条**　（略） 2～5　（略） 6　次の表の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。	（技能検定の試験及び試験の一部免除） **第六条**　（略） 2～5　（略） 6　次の表の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。
試験を免除される者	免除される試験	試験を免除される者	免除される試験
（略）	（略）	（略）	（略）
三　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験に合格した者（以下「自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者」という。）又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校において産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期課程を修了した者（以下「職業能力開発総合大学校修了者」という。）であつて、二級又は三級の技能検定を受けるもの	（略）	三　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験に合格した者（旧職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）による自動車整備工を免許職種とする職業訓練指導員試験に合格した者を含む。以下「自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者」という。）又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）附則第二条第一項の規定により解散した独立行政法人雇用・能力開発機構が設置していたものを含む。以下同じ。）において産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期課程を修了した者（旧職業訓練法による職業訓練大学校において運輸装置科を訓練科目とする職業訓練指導員の長期訓練の課程を修了した者を含む。以下「職業能力開発総合大学校修了者」という。）であつて、二級又は三級の技能検定を受けるもの	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（二級の受験資格） **第十八条**　二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一　（略）	（二級の受験資格） **第十八条**　二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一　（略）